

第1章

館山市景観計画の策定について

第1章 館山市景観計画の策定について

1 館山市の景観行政の経緯

館山市では、平成元（1989）年4月に総合保養地域整備法に基づく重点整備地区に指定を受けたことから、『海洋性リゾートタウン』を目指し、館山駅西口地区を西の玄関口として館山駅西口地区土地区画整理事業により整備しました。

この事業を契機として、個性豊かな街並みと恵まれた自然環境の美観を基調とした新たな文化を創造し、快適で楽しく暮らせる郷土をつくることを目的に、同年10月に館山市街並み景観形成指導要綱を制定し、南欧風の街づくりに取り組んできました。

その後、国において平成16（2004）年に景観法を制定し、地域に応じた良好な景観形成を促進する体制を整備しました。

こうした背景のもと、館山市は、平成19年4月10日に景観法に基づく景観行政団体に移行し、館山市景観計画を策定することとなりました。

2 館山市景観計画策定の目的

千葉県南端に位置する館山市は、都心から約1時間半というアクセス性を有し、豊かな自然に恵まれ、とりわけ風光明媚な海と海岸は、古来より、多くの人々を魅了するとともに市民生活に様々な恵みをもたらしてきました。

また、館山市は、豊富な自然資源による自然的景観とともに、暮らしの中で受け継がれてきた集落や門前の街並み、大切に守ってきた祭りによる風景など、多様な景観を有しています。これらの景観は、歴史や文化、地形、気候などがもたらす「館山という舞台」の上で、「市民が営み」を続けてきたことにより創り出されたものです。

この歴史や文化、地形、気候などがもたらす「館山という舞台」を守り、そしてこれまで市民が、暗黙のルールの中で当たり前に行ってきた「営み」を誰でも明確にわかるようにすることを、景観計画策定の目的とします。

さらに、平成27（2015）年度に策定した「第4次館山市総合計画」における「前期基本計画」では、景観形成の促進の項目の中で、計画事業として景観計画の策定を位置付け、自然景観や歴史的・文化的景観などの視点も加えた良好な景観の形成を目指し、景観計画の策定と景観条例の制定を行うことを明記しています。

また、同年に策定した「館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、海辺エリアの魅力向上により、交流人口の増加、まちの賑わい創出、しごとの創出を通じて、人の流れの好循環を生み出すとし、『“海”の魅力に磨きをかける』ことを基本目標の一つとしています。

この「館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、景観計画の策定は『“海”の魅力に磨きをかける』ための施策の一つとして位置付けられており、地域の“稼ぐ力”と地域価値の向上、市全域への回遊性の向上に資する景観を市民とともに作り上げる「景観まちづくり」を推進することも目的とします。

3 館山市景観計画の概要と位置づけ

(1) 景観法に基づく景観計画

景観計画とは、景観法第8条に基づき、景観行政団体が景観計画区域、良好な景観のための行為の制限に関する事項、良好な景観の形成に関する方針などを定める計画です。

景観計画では、建築物や工作物のデザイン、色彩などの制限を定め、届出、勧告を基本とするゆるやかな規制誘導を行います。

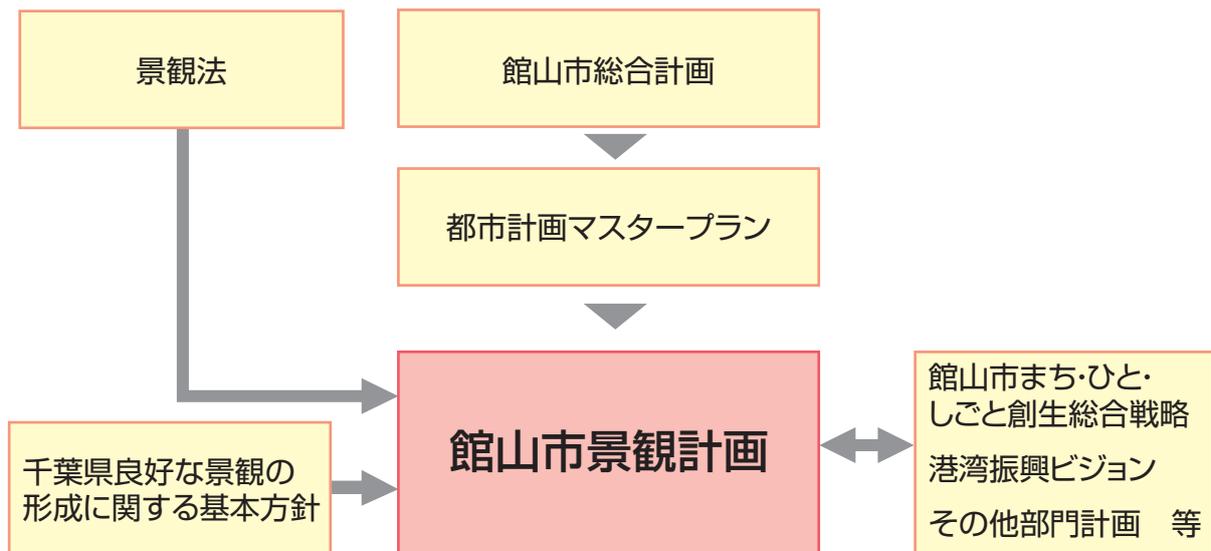
また、景観計画区域内に景観重要建造物、景観重要樹木を指定した場合、所有者及び管理者は適正に管理を行う必要があります。また、公共施設を景観重要公共施設に指定した場合、管理者は景観計画に基づき公共施設の整備を行います。

館山市景観計画では、景観法第8条に基づく事項について定めることを基本とし、地域の魅力や価値につながる「心地よさ」が醸し出す風景を広く景観として捉えることとしています。

(2) 位置づけ

本計画は、館山市総合計画に即し、都市計画マスタープラン等の関連計画と整合が図られた、良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示すものです。

また、景観法第8条第1項に規定されている「景観計画（良好な景観の形成に関する計画）」として策定するものです。



4 館山市景観計画の区域

(1) 景観計画の区域

館山市景観計画の対象範囲を館山市全域とし、景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域とします。

(2) 重点地区

景観計画区域のうち、これまでの取組やまちづくりの動向、歴史・文化をはじめとする地域資源を活かし、館山らしい景観形成を推進する区域を重点地区とします。

